

○新川広域圏事務組合と富山地区広域圏事務組合との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

令和5年3月20日

(委託事務の範囲)

第1条 新川広域圏事務組合(以下「甲」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を富山地区広域圏事務組合(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 甲の区域内から排出される一般廃棄物の一部の焼却に関する事務

(2) 前号の焼却に伴い生ずる焼却灰の最終処分に関する事務

(委託事務の期間)

第2条 委託事務の期間は、令和7年2月1日から令和9年11月30日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、乙の関係条例及び規則等(以下「関係条例等」という。)の定めるところにより、これを行うものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲の負担する経費の額及び支払時期については、甲及び乙が協議して定める。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、すべて乙の収入とする。

(委託事務の執行の停止)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行により乙の事務に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、委託事務の管理及び執行の全部又は一部を停止することができる。

(細則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。